

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲をいうが、少年保護処分の決定に対する再審申立を許すか否か、また保護処分取消の申立権を認めるか否かは、もつばら立法政策の問題であつて、憲法適否の問題ではないから、所論は前提を欠き、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五五年六月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	本	山		亨
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	谷	口	正	孝